

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【総括表1、第1表、第2表、第8表、第9表】

- ①民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は13,875.0人で、前年より188.5人増加（対前年比1.4%増）し、過去最高を更新した。
- ②雇用者のうち、身体障害者は7,641.5人（対前年比0.5%減）、知的障害者は4,224.0人（対前年比4.2%増）、精神障害者は2009.5人（対前年比2.8%増）と、身体障害者は僅かに減少したものの、知的障害者、精神障害者は増加となった。
- ③実雇用率は、10年連続で過去最高の2.32%（前年は2.28%）、法定雇用率達成企業の割合は、53.3%（前年は51.9%）であった。

（2）企業規模別の状況【第3表、第4表】

- ①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5人以上100人未満規模企業で2,360.5人、100人以上300人未満で3,539.5人、300人以上500人未満で1,559.5人、500人以上1,000人未満で1,826.5人、1,000人以上で4,589.0人であった。
- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.32%と比較すると、
→1,000人以上規模企業（2.49%）、500人以上1,000人未満（2.47%）については上回っている。
→300人以上500人未満規模企業（2.14%）、100人以上300人未満（2.30%）、43.5人以上100人未満（2.07%）については下回っている。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、43.5人以上100人未満が49.8%、100人以上300人未満が59.1%、300人以上500人未満が47.3%、500人以上1,000人未満が60.9%、1,000人以上が63.4%であった。

（3）産業別の状況【第5表、第6表】

- ①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が323.0人（2.3%）、「製造業」が5,559.0人（40.1%）、「情報通信業」が175.0人（1.3%）、「運輸業、郵便業」が848.0人（6.1%）、「卸売業・小売業」が1,704.5人（12.3%）、「金融業、保険業」が447.5人（3.2%）、「不動産業、物品賃貸業」が182.5人（1.3%）、「宿泊

業、飲食サービス業」が235.5人(1.7%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が340.0人(2.5%)、「教育、学習支援業」が162.5人(1.2%)、「医療、福祉」が2,556.5人(18.4%)、「複合サービス事業」が177.5人(1.3%)、「サービス業」が954.0人(6.9%)であった。

※()内は構成比

②法定雇用率を上回っているのは、「農・林・漁業」(4.51%)、「生活関連サービス、娯楽業」(3.24%)、「医療、福祉」(3.16%)であった。

※()内は実雇用率

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

①令和4年の法定雇用率未達成企業は1,471社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が1,048社(構成比71.2%)と多くを占めている。

②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は887社であり、未達成企業に占める割合は、60.3%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)【総括表2(1)、第10表、第11表、第18表】

県の機関に在職している障害者の数は222.5人で、前年より3.1%(7.0人)減少しており、実雇用率は2.70%と、前年に比べ0.11ポイント減少した。

全機関が法定雇用率を達成。

(2) 市町等の機関(法定雇用率2.6%)【総括表2(2)、第12表、第13表、第19表】

市町等の機関に在職している障害者の数は948.0人で、前年より1.2%(11.5人)増加しており、実雇用率は2.51%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。

47機関中32機関が法定雇用率を達成。

【未達成の市町等の機関】(※の機関は令和4年6月2日以降に達成。)

静岡市、沼津市、三島市、伊東市(※)、島田市、御殿場市、下田市、伊豆の国市(※)、西伊豆町、長泉町、小山町、吉田町教育委員会、東伊豆町教育委員会、西伊豆町教育委員会、藤枝市立総合病院

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)【総括表2(3)、第14表、第15表、第20表】

県等の教育委員会に在職している障害者の数は451.0人で、前年より1.5%(6.5人)増加しており、実雇用率は1.92%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

4機関中2機関が法定雇用率を達成。

【未達成の教育委員会】

静岡県教育委員会、浜松市教育委員会

3 地方独立行政法人等における雇用状況

【総括表3、第16表、第17表、第21表】

地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は152.0人で、前年より1.0%(1.5人)増加しており、実雇用率は2.60%と、前年と同じであった。

7機関中4機関が法定雇用率を達成。

【未達成の地方独立行政法人等】

国立大学法人浜松医科大学、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学

総括表

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	599,352.0 人	13,875.0 人	2.32 %	1,678 / 3,149	53.3 %
	(601,096.0 人)	[11,775 人] (13,686.5 人)	(2.28 %)	(1,636 / 3,152)	(51.9 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 静岡県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県の機関	8,243.0 人	222.5 人	2.70 %	3 / 3	100.0 %
	(8,167.0 人)	[166 人] (229.5 人)	(2.81 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	37,738.0 人	948.0 人	2.51 %	32 / 47	68.1 %
	(37,424.5 人)	[723 人] (936.5 人)	(2.50 %)	(35 / 47)	(74.5 %)

(3) 静岡県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県等の教育委員会	23,544.5 人	451.0 人	1.92 %	2 / 4	50.0 %
	(23,789.0 人)	[350 人] (444.5 人)	(1.87 %)	(1 / 4)	(25.0 %)

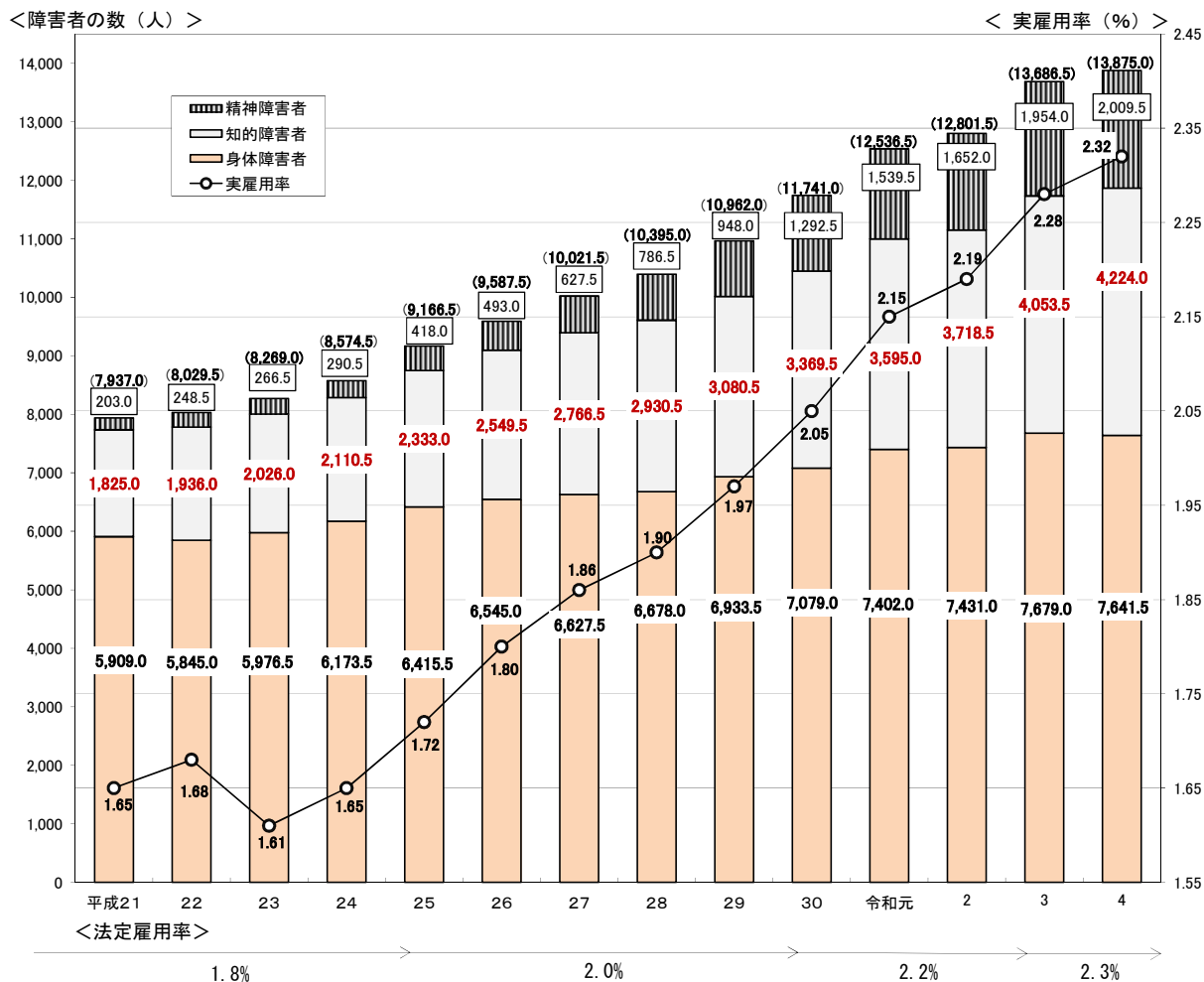
3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	5,844.0 人	152.0 人	2.60 %	4 / 7	57.1 %
	(5,781.5 人)	[120 人] (150.5 人)	(2.60 %)	(5 / 7)	(71.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、静岡県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和3年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率、雇用障害者数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降
平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短時間労働者
（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短時間労働者（※）
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている

